

生徒会慶弔規定

第1条 本規定は、神奈川県立百合丘高等学校生徒会慶弔規定と称する。

第2条 本規定は、会員に対する慶弔の意を表わすことを目的とする。

第3条 会員死亡の場合には10,000円の香華料を贈る。

第4条 会員の1親等までの死亡の場合には5,000円の香華料を贈る。

第5条 教職員の転退職の場合には粗品を贈る。

第6条 その他、必要と認められる場合には評議委員会の承認を得て適当な金品を贈ることができる。

付 則

本細則は、1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

本細則は、1993年（平成5年）12月1日に改正し施行する。

本細則は、1995年（平成7年）12月1日に改正し施行する。

本細則は、1998年（平成10年）3月17日に改正し、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は、2014年（平成26年）3月24日に改正し、2014年（平成26年）4月1日より施行する。